

7 保 医 健 薬 第 9 5 号
令 和 7 年 4 月 7 日

一般社団法人東京都病院薬剤師会
会長 後藤 一美 殿

東京都保健医療局健康安全部長
中川 一典
(公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

日頃から、東京都の薬務行政に御協力いただきありがとうございます。
今般、標記の件について、下記のとおり通知がありました。
つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。
なお、別途、公益社団法人東京都薬剤師会に向け、会員への周知を依頼していることを申し添えます。

記

- 1 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について
(令和7年3月31日付 科発0331第10号 厚生労働省 大臣官房厚生科学課長通知、同日付 医政発0331第100号 医政局長通知、同日付 健生発0331第52号 健康・生活衛生局長通知、同日付 感発0331第20号 健康・生活衛生局感染症対策部長通知、同日付 医薬発0331第60号 医薬局長通知、同日付 社援発0331第69号 社会・援護局長通知、同日付 障発0331第27号 社会・援護局障害保健福祉部長通知、同日付 老発0331第13号 老健局長通知)

<問合せ先>
東京都保健医療局健康安全部薬務課
電話番号：03-5320-4511

科 発 0331 第 10 号
医 政 発 0331 第 100 号
健 生 発 0331 第 52 号
感 発 0331 第 20 号
医 薬 発 0331 第 60 号
社 援 発 0331 第 69 号
障 発 0331 第 27 号
老 発 0331 第 13 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
医 政 局 長
健康・生活衛生局長
健康・生活衛生局感染症対策部長
医 薬 局 長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

大規模災害時の被災者に対する保健医療福祉活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされ、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要とされたこと等を踏まえ、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部が設置されてきたところである。

こうした中で、令和6年1月1日に令和6年能登半島地震が発災し、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにより取りまとめられた「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」(令和6年11月、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ)において、あらためて保健・医療・福祉支援の体制・連携強化について指摘がなされたところである。

また、災害時における保健・医療・福祉に関する個別システム及び新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携することにより、医療施設、社会福祉施設等の被害状況等の情報、避難所の状況、保健所の稼働状況など保健・医療・福祉に関する情報の集約・可視化等を行い、保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定等を支援するため、令和6年度より災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の運用を開始したところである。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にするとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府(防災担当)と調整済みであることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号・医政発0722号1号・健発0722第1号・薬生発0722第1号・社援発0722第1号・老発0722第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局長・老健局長連名通知)は廃止する。

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置するとともに、関係者への周知を図ること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。また、被災都道府県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所に保健医療福祉調整地域本部を設置すること。

保健医療福祉調整本部においては、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

なお、保健医療福祉調整本部におけるフェーズ別の指揮調整業務について、別添1において整理しているため、留意すること。ただし、災害の種別や規模によって活動項目や活動が実施される時期が異なることに留意すること。

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名するとともに、本部長を補佐するため統括DHEAT等を配置すること。加えて、保健医療福祉調整本部に係る運営を担当する事務局を定めておくことが望ましいこと。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、災害支援ナース等の看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師等チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害時感染症制御支援チーム（DICT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、DHEAT等の保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。なお、災害規模に応じて厚生労働省が必要性を判断した場合には、DHEAT先遣隊が派遣されるので、保健医療福祉調整本部の設置及び運営等に活用すること。

また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、都道府県対策本部と緊密な情報連携を行う。また、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあっては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

2. 保健医療福祉活動の実施について

(1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整

① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。また、保健医療福祉活動チームの派遣に当たっては、各チームの派遣先や活動内容等を都道府県防災部局（以下「防災部局」という。）を含む関係部局間で共有すること。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないように、保健所を経由せず、被災病院、被災施設及び被災市町村等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

② 保健所は、①によって派遣された保健医療福祉活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。

③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災地の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえることに留意すること。

④ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療福祉活動チームに対し、当該保健医療福祉活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療福祉調整本部及び保健所に登録し、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。

(2) 保健医療福祉活動に関する情報連携

① 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、適宜、当該保健医療福祉活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 活動中の報告においては、特に、課題が継続している場合、当該保健医療福祉活動チームが活動期間中に対応することができていない保健医療福祉ニーズについて報告するよう求めること。

イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療福祉活動チームの保健医療福祉活動を他の保健医療福祉活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報（特に、継続している課題及び当該保健医療福祉活動チームが活動期間中に対応することができなかった保健医療福祉ニーズを含む）を報告するよう求めること。

- ② 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、避難所等での保健医療福祉活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当たっては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡）を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票（別添2及び3）を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」（平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）及びその様式（別添4）を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和元年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会）及びその様式（別添5）を参考とすることが望ましいこと。

※別添2及び3並びに別添5について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いする。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、保健医療福祉活動チームに対し、活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療福祉活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療福祉活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用にあたっては、「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）」（令和7年3月25日内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官室、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室事務連絡）において、運用要領をお示ししているのを参照されたい。

- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療福祉活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。

⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。なお、保健医療福祉に係る各分野における情報連携の手段としては、

ア 平成 24 年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議

イ 平成 30 年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議

等が考えられる。

(3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療福祉活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。

② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。

3. 保健医療福祉活動における平時からの連携・体制強化の取組について

(1) 例えば、下記のような活動は、基本的には災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく災害救助費の対象となるので、保健医療福祉活動チームの活動として想定される活動内容やその費用負担の考え方について防災部局等の関係部局間で平時から相談しておくこと。なお、災害救助法の改正により、本取扱が変更される可能性もあるため、防災部局と平時より連携を図ること。

- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）による医療の実施等
- ・ 災害派遣福祉チーム（DWAT）による相談支援等
- ・ 避難所における保健医療福祉活動チームの活動

(2) 都道府県及び保健所は、大規模災害時に保健医療福祉調整本部において、迅速・円滑に保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるよう、平時より保健医療福祉活動チーム等との合同訓練、研修、会議の開催等により連携体制を構築し、災害対応の共通認識の醸成を図るために取組むこと。

(3) 都道府県は、大規模災害時において、保健医療福祉調整本部及び保健所による保健医療福祉活動の総合調整等を円滑に実施するため、災害時保健医

療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムにより、情報の連携、整理、分析等を実施できる体制の整備に努めること。

<参考>

○保健医療福祉活動チーム等の活動要領等

- ・「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT 先遣隊派遣事業の実施）について」令和6年10月24日健生健発1024第2号 厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001354302.pdf>

- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

- ・「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成31年2月8日付け医政地発0208第2号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000503265.pdf>

- ・「災害薬事コーディネーター活動要領」について」令和7年3月10日付け医薬総発0310第2号 厚生労働省医薬局総務課長通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/saigai.html

- ・災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）

<https://www.d24h.mhlw.go.jp/>

○関連通知・ガイドライン等

- ・災害時の福祉支援体制の整備について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf>

- ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン

http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf

(別添1)

都道府県保健医療福祉調整本部における指揮調整業務

区分	活動項目	フェーズ 0：初動体制の確立（概ね発災後24時間以内）			フェーズ1： 緊急対応期 （概ね発災後72時間）	フェーズ2： 応急対応期 （避難所対策が中心の期間）	フェーズ3： 応急対応期 （避難所から仮設住宅入居 まで）	
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間				
保健医療福祉調整本部における指揮調整業務	(1)保健医療福祉調整本部の立ち上げ 情報共有ラインの構築	保健医療福祉調整本部の立ち上げ（DHEAT先遣隊による支援）						
		情報ラインの構築	情報共有に係る連絡・調整					
		本庁各課・保健所・市町村との情報ラインの構築（連絡窓口の設置、リゾソ派遣を含む。） ・保健所との情報共有に係る連絡・調整（保健所から収集した情報の伝達 / 保健医療福祉調整本部の情報の保健所への提供）						
	(2)情報収集 情報整理・分析評価・対策の企画立案	県内全域の被災状況（人的・物的被害 / ライフライン / 道路交通状況等）に関する情報収集						
		保健医療福祉の状況に関する情報収集						
		保健医療福祉活動チーム等の活動状況に関する情報収集						
		保健所からの情報収集（被災地域の保健所管内の状況 / 被災地域の保健所の稼働状況 / 人的資源の充足状況等）						
		収集した情報の整理・分析評価（全体を俯瞰した優先課題の抽出） → 対策の企画立案（優先課題への資源の最適配分・不足資源の調達等に係る対策） ・ 次のフェーズを見通した対策の企画立案						
	(3)受援調整	都道府県内受援体制の構築（保健所間支援 / 職種別支援） ・ 都道府県内受援調整（保健所間支援 / 職種別支援）						
		保健医療福祉活動チーム受援体制の構築（応援調整・受援調整窓口の設置）		受援調整（受付、リインテグレーション、担当エリア・業務割振り、連絡調整等） ※保健医療福祉活動チームに対する指揮調整を含む。				
		DHEAT受援体制の構築（応援調整・受援調整窓口の設置）		DHEATの受援調整・管理				
	(4)対策会議の開催 （総合指揮調整）	統合指揮調整のための対策会議の設置 ・ 対策会議の開催（会議資料の作成/会議運営/会議録の作成）						
		不足する人的物的資源の確保に係る調整（要請・配分等） ・ 専門機関への支援要請・専門的支援に係る連絡調整						
	(5)応援要請・ 資源調達	国や専門機関の情報（通知・ツール等）の本庁各課・保健所への伝達 ・ 専門的支援に係る連絡調整						
		広報（住民への情報提供） / 相談窓口の設置						
	(6)広報・ 渉外業務	メディア・来訪者等への対応（現地ニーズと乖離のある支援者への対応）						
		労務管理体制の確立						
(7)職員等の 安全確保・ 健康管理	職員健康管理体制の確立 ・ 職員の健康相談/ 健康管理に係る助言・啓発等							
	応援者の安全確保・健康管理 （応援者の健康相談/ 健康管理に係る助言・啓発等）							

※大規模風水害の予報が発令された場合には、発災前に保健医療福祉調整本部を立ち上げるなど、状況に応じて対応することが望ましい。

※この図に示す他に復旧・復興期の対応がある。

(別添 2)

避難者に関するアセスメント調査票

調査票を配布した避難所名：

被災者アセスメント調査票

この調査票は、被災状況を直ちに把握し、適切に関係機関と共有することを目的とした調査票であり、本調査票に記載いただいた情報の共有に当たっては、災害時における支援活動のために使用いたします。

記入者のお名前：	記入日時： 月 日 時 分
記入者の生年月日：	年齢： 性別：
自宅住所：	固定電話：
	携帯電話：
記入者を含む被災された方の世帯人数：	

1 被災状況

被災により使用できなくなったライフライン	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信
家屋(建物)の被害の状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった (家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど) <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった(瓦が落ちた、外壁がはがれたなど) <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった (被害の概況：) <input type="checkbox"/> 被害はなかった

2 現在の御自身の状況や、御自身と一緒に避難している御家族の状況

現在の宿泊場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> 車中泊 <input type="checkbox"/> その他		
避難所の利用	<input type="checkbox"/> 利用している (<input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 行政やボランティア等から提供される各種の情報) <input type="checkbox"/> 利用していない		
医療サポートを利用されているか。	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要 (現在、〔 中断・継続 〕) <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 { 医薬品名: }		
かかりつけの医療機関名			
訪問看護などの医療サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 有 { 利用している事業所名: } <input type="checkbox"/> 無		
妊産婦や乳幼児の方がいるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	食物アレルギーを 有しているか	<input type="checkbox"/> 有 { 原因食物 } <input type="checkbox"/> 無
要介護(支援)認定を受けているか	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明) { 利用している居宅介護支援事業所名: } <input type="checkbox"/> 無		
障害等手帳をお持ちか	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳) { 具体的な障害の種類等: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害 } <input type="checkbox"/> 無		
デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない) { 利用している事業所名: } <input type="checkbox"/> 無		
その他			

本調査票に記載した情報を、地方自治体が設置する避難所の管理者、当該地方自治体の災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等において共有することに同意します。

年 月 日 氏名 _____

施設・避難所等ラピッドアセスメントシート

ver.20250331

□の欄は、使用可能・該当・対応済であれば、✓を入れてください。

* A: 充足 B: 改善の余地あり C: 不足 D: 不全

避難所コード									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

調査日	2	0	年		月		日	#A-D 選択式の項目が全てA評価になるまで 連日記入 # 人数は概算可
	AM		PM		時		分	

調査者氏名		調査者所属	
-------	--	-------	--

電話連絡先	
-------	--

施設名		固定電話	
-----	--	------	--

所在地		携帯電話	
-----	--	------	--

避難所運営組織	<input type="checkbox"/>	代表者名	
---------	--------------------------	------	--

避難者数 (人)		内訳 男性 (人)		内訳 女性 (人)	
----------	--	--------------	--	--------------	--

避難者数 (再掲)	昼間人数 (人)		夜間人数 (人)		車中泊人数 (人)	
	75歳以上 (人)		未就学児 (人)		乳児 (人)	

ライフライン / 通信	飲料水	A~D	食事	A~D	使用可能トイレ	A~D
	電気	A~D	生活用水	A~D		
	固定電話	<input type="checkbox"/>	携帯電話	<input type="checkbox"/>	データ通信	<input type="checkbox"/>

医療支援	救護所設置	<input type="checkbox"/>	医療チームの巡回	<input type="checkbox"/>
------	-------	--------------------------	----------	--------------------------

避難所の 環境	過密度	A~D	毛布等寝具	A~D	湿温度管理	A~D	手洗い環境	A~D				
	感染予防・ 清掃用物品	A~D	パーティション による区切り	A~D	簡易ベッド 等	A~D						
	トイレ 掃除	<input type="checkbox"/>	土足禁止	<input type="checkbox"/>	下水	<input type="checkbox"/>	ごみ 集積場所	<input type="checkbox"/>	館内 禁煙	<input type="checkbox"/>	ペット 収容所	<input type="checkbox"/>
	男女別 更衣室	<input type="checkbox"/>	男女別 トイレ	<input type="checkbox"/>	男女別 居住スペース	<input type="checkbox"/>	授乳室等 母子専用スペース	<input type="checkbox"/>	障害者用 トイレ	<input type="checkbox"/>		
	バリア フリー	<input type="checkbox"/>										

要配慮者 (人)	うち 医療的要配慮者		うち 福祉的要配慮者	
	うち 外国人		うち 要配慮妊婦	

要医療 サポート (人)	人工呼吸器		在宅酸素		透析	
	要インスリン治療 糖尿病		緊急性のある 精神疾患		要緊急治療 歯科疾患	

有症状者 (人)	発熱		咳・痰		下痢		嘔吐	
	有症状者専 用スペース	<input type="checkbox"/>						

傷病者数 (人)	呼吸器感染症		感染性胃腸炎	
-------------	--------	--	--------	--

その他 緊急事項	
-------------	--

***は必須記録項目**

* 初診日	西暦	年	月	日
* 初診医師氏名				
* 患者氏名(カタカナ)	最初の7文字をメディカルIDに転記			
(漢字等)	氏名不詳なら個人特定に役立つ情報(救出された場所や状況等)を記載 性別: 男・女			
* 生年月日・年齢	西暦・明治・大正・昭和・平成	年	月	日 ()歳
保険証情報	保険者番号:	記号:	番号:	
[携帯]電話番号				
* 住所	自宅: 〒	状態: <input type="checkbox"/> 健存 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 全壊		
	<input type="checkbox"/> 避難先1: <input type="checkbox"/> 避難所名() <input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車内 <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 避難先2: <input type="checkbox"/> 避難所名() <input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車内 <input type="checkbox"/> その他			
連絡先	<input type="checkbox"/> 家族・ <input type="checkbox"/> 知人・ <input type="checkbox"/> その他・ <input type="checkbox"/> 連絡先なし			
職業				

【禁忌事項等】

- アレルギー
- 禁忌食物

【特記事項(常用薬等)】

- 抗血小板薬()
- 抗凝固薬 ワーファリン()
- 糖尿病治療薬 インスリン 経口薬 ()
- ステロイド()
- 抗てんかん薬()
- その他()
- 透析
- 在宅酸素療法(HOT)
- 災害時要配慮者:高齢者 障害者 乳幼児 妊婦 日本語が不自由その他()

【要保護者】支援者のいない要配慮者等 該当状況:身体的/精神的/社会的/その他()

* 傷病名	* 開始	診察場所	* 所属・医師サイン
	年 月 日		

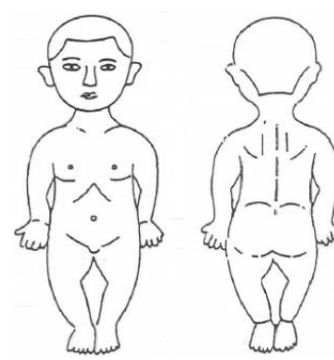
メディカルID=西暦生年月日8桁+性別+氏名カタカナ上位7桁
例)1950年09月08日生まれ 男性 トヨタミデヨシ⇒ 19500908Mトヨタミデヨ

トリアージタグ	<input type="checkbox"/> 赤 <input type="checkbox"/> 黄 <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 黒 番号:
---------	---

患者氏名 (カタカナ)	* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載	初診医師氏名
----------------	-------------------------	--------

一般診療版 J-SPEED2018 当てはまるもの全てに☑

初診日		西暦	年	月	日	再診 日付	再々診 / /		
Demographics	年齢	歳					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 0歳, <input type="checkbox"/> 1-14歳, <input type="checkbox"/> 15-64歳, <input type="checkbox"/> 65歳-					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	性別	<input type="checkbox"/>	男性				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	受診区分	<input type="checkbox"/>	女性(妊娠なし)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	女性(妊娠あり)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		中等症(トリアージ黄色)以上				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input checked="" type="checkbox"/>	再診患者				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
外傷・環境障害	<input type="checkbox"/>	頭頸・脊椎の重症外傷 (PAT 赤)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	体幹の重症外傷 (PAT 赤)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	四肢の重症外傷 (PAT 赤)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	中等症外傷 (PAT 赤以外・入院必要)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	軽症外傷 (外来処置のみで加療可)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	創傷					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	骨折					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	熱傷					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	溺水					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	クラッシュ症候群					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	発熱					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	症候・感染症	<input type="checkbox"/>	急性呼吸器感染症					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	消化器感染症、食中毒					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	麻疹疑い					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	破傷風疑い					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		急性血性下痢症					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>		緊急の感染症対応ニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
高度医療	<input type="checkbox"/>	人工透析ニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	外傷以外の緊急の外科的医療ニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
精神	<input type="checkbox"/>	感染症以外の緊急の内科的医療ニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	災害ストレス関連諸症状					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	緊急のメンタル・ケアニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓症疑い					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	高血圧状態					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	気管支喘息発作					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	緊急の産科支援ニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
公衆衛生	<input type="checkbox"/>	皮膚疾患(外傷・熱傷以外)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	掲載以外の疾病					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	緊急の栄養支援ニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	緊急の介護/看護ケアニーズ					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
Procedure & Outcome	実施処置	<input type="checkbox"/>	緊急の飲料水・食料支援ニーズ				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	緊急の治療中断				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	高侵襲処置(全身麻酔・入院必要)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	低侵襲外科処置(縫合・デブリドマン等)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	四肢切断(指切断を除く)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	転帰	<input type="checkbox"/>	出産・帝王切開・その他産科処置				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	医療フォロー不要(再診不要)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	医療フォロー必要(再診指示)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	紹介(紹介状作成等)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	搬送(搬送調整実施等)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	入院(自施設)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	患者自身による診療継続拒否				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	受診時死亡				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	加療中の死亡				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	長期リハビリテーションの必要性				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
Context	関連性	<input type="checkbox"/>	直接的関連あり(災害による外傷等)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	間接的(環境変化による健康障害)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	関連なし(悪性腫瘍等・診察医判断)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保護	<input type="checkbox"/>	保護を要する小児(孤児等)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	保護を要する成人高齢者				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	性暴力				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	暴力(性暴力以外)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
追加症候群	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

バイタルサイン	意識障害: <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	呼吸数: / min	
	血圧: / mmHg	体温: °C	
	脈拍: / min 整・不整		
	身長・体重	身長: cm 体重: / kg	
既往症	<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> その他		
予防接種	<input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 破傷風 <input type="checkbox"/> 今期インフルエンザ <input type="checkbox"/> 肺炎球菌 <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> その他()		
主訴			
現病歴 (日本語で記載)	<input type="checkbox"/> 外傷⇒黄色タグ以上は外傷版記録へ(J-SPEED は記入) <input type="checkbox"/> 精神保健医療⇒精神保健医療版記録へ(J-SPEED は記入)		
診断			
処置			<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有
処方			<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有
転帰	<input type="checkbox"/> 帰宅 <input type="checkbox"/> 搬送 → 搬送手段 搬送機関 搬送先 <input type="checkbox"/> 紹介 → 紹介先 <input type="checkbox"/> 死亡 → 場所 時刻 確認者		
対応者署名 (判読できる文字で記載)	所属(チーム名等)	医師	看護師
	薬剤師	業務調整員	その他

<メモ>

*追加症候群は保健医療調整本部等からの指示に応じて集計

メディカル ID										M F							
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

患者氏名 (カタカナ)	* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載	医師氏名	* 本ページを最初に利用した医師氏名
------------------------	-------------------------	-------------	--------------------

日時	所見	J-SPEED 該当コード(4 度目受診以降)	処置・処方	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン

メディカル ID									M F							
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

健康相談票(共通様式)		方法		対象者		担当者(自治体名)		
初回・()回		・面接 ・訪問		乳児 幼児		相談日 年 月 日		
保管先		・電話		妊婦 産婦 高齢者		時間		
		・その他		障害者		場所		
		その他()						
基本的な状況	氏名(フリガナ)		性別	生年月日		年齢		
			男・女	M・T・S・H 年 月 日		歳		
	被災前住所		連絡先		避難場所			
	①現住所		連絡先		自宅 自宅外：車・テント・避難所 (避難所名：)			
	②新住所		連絡先		家族状況			
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先				独居 ・ 高齢者独居 ・ 高齢者のみ世帯 家族問題あり()			
	被災の状況				制度の利用状況			
家に帰れない理由				・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()				
自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()								
身体的・精神的な状況	既往歴		現在治療中の病気		内服薬			
	高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他()		高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他()		なし ・ あり(中断 ・ 継続) 内服薬名()			
					医療器材・器具		医療機関名	
					在宅酸素 ・ 人工透析 その他()		被災前： 被災後：	
				食事制限		血圧測定値		
				なし		最高血圧： 最低血圧：		
				あり 内容() 水分()				
現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)				具体的自覚症状(参考)				
				①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況	食事		保清		衣類の着脱		排泄	
	移動		意思疎通		判断力・記憶		その他	
	自立							
	一部介助							
全介助								
備考 必要器具など								
個別相談活動	相談内容				支援内容			
					今後の支援方針 解決 継続			

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」新旧対照表

(赤 字 傍 線 部 分 は 改 正 部 分)

新	旧
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省 大臣官房厚生科学課長 医 政 局 長 <u>健康・生活衛生局長</u> <u>健康・生活衛生局感染症対策部長</u> <u>医 薬 局 長</u> 社 会 ・ 援 護 局 長 <u>社会・援護局障害保健福祉部長</u> 老 健 局 長 (公 印 省 略)</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省 大臣官房厚生科学課長 医 政 局 長 <u>健 康 局 長</u> <u>(新 設)</u> <u>医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長</u> 社 会 ・ 援 護 局 長 <u>(新 設)</u> 老 健 局 長 (公 印 省 略)</p>

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

大規模災害時の被災者に対する保健医療福祉活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされ、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要とされたこと等を踏まえ、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部が設置されてきたところである。

こうした中で、令和6年1月1日に令和6年能登半島地震が発災し、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループによりまとめられた「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」（令和6年11月、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、あらためて保健・医療・福祉支援の体制・連携強化について指摘がなされたところである。

また、災害時における保健・医療・福祉に関する個別システム及び新総合防災情報システム（SOBO-WE）と情報連携することにより、医療施設、社会福祉施設等の被害状況等の情報、避難所の状況、保健所の稼働状況など保健・医療・福祉に関する情報の集約・可視化等を行い、保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定等を支援するため、令和6年度より災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の運用を開始したところである。

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームによりまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされてきたところである。

このような中、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。

その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にするとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和 4 年 7 月 22 日付け科発 0722 第 2 号・医政発 0722 第 1 号・健発 0722 第 1 号・薬生発 0722 第 1 号・社援発 0722 第 1 号・老発 0722 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局長・老健局長連名通知）は廃止する。

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置するとともに、関係者へ周知を図ること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。また、被災都道府県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所に保健医療福祉調整地域本部を設置すること。

保健医療福祉調整本部においては、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 号 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）は廃止する。

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

被災都道府県における保健衛生活動を行う災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）・保健師チーム等の派遣調整については各都道

び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

なお、保健医療福祉調整本部におけるフェーズ別の指揮調整業務について、別添1において整理しているため、留意すること。ただし、災害の種別や規模によって活動項目や活動が実施される時期が異なることに留意すること。

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、業務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名するとともに、本部長を補佐するため統括DHEAT等を配置すること。

加えて、保健医療福祉調整本部に係る運営を担当する事務局を定めておくことが望ましいこと。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、市町村（特別区を含む）。

府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

(新設)

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、業務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、保健医療活動チーム

以下同じ。）、保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、災害支援ナース等の看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師等チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害時感染症制御支援チーム（DICT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、DHEAT等の保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。なお、災害規模に応じて厚生労働省が必要性を判断した場合には、DHEAT先遣隊が派遣されるので、保健医療福祉

（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害福祉支援ネットワーク本部（平成30年社会・援護局長通知に基づき都道府県が設置する、DWATの派遣調整等を行う本部）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

調整本部の設置及び運営等に活用すること。

また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、都道府県対策本部と緊密な情報連携を行う。また、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあつては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

2. 保健医療福祉活動の実施について

(1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整

- ① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。また、保健医療福祉活動チームの派遣に当たっては、各チームの派遣先や活動内容等を都道府県防災部局（以下「防災部局」という。）を含む関係部局間で共有すること。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

- ② 保健所は、①によって派遣された保健医療福祉活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。
- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当た

また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあつては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

2. 保健医療福祉活動の実施について

(1) 保健医療活動チームの派遣調整

- ① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

- ② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。
- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当た

っては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災地^①の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえることに留意すること。

- ④ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療福祉活動チームに対し、当該保健医療福祉活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療福祉調整本部及び保健所に登録し、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。

(2) 保健医療福祉活動に関する情報連携

- ① 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、適宜、当該保健医療福祉活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 活動中の報告においては、特に、課題が継続している場合、当該保健医療福祉活動チームが活動期間中に対応することができていない保健医療福祉ニーズについて報告するよう求めること。

イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療福祉活動チームの保健医療福祉活動を他の保健医療福祉活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報(特に、継続している課題及び当該保健医療福祉活動チームが活動期間中に対応することができなかった保健医療福祉ニーズを含む)を報告するよう求めること。

- ② 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、避難所等での保健医療福祉活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当た

っては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者^②の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえることに留意すること。

- ④ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療福祉調整本部及び保健所に登録し、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。

(2) 保健医療福祉活動に関する情報連携

- ① 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療福祉ニーズについて報告するよう求めること。

イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。

- ② 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当た

っては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡）を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票（別添2及び3）を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」（平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）及びその様式（別添4）を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和元年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会）及びその様式（別添5）を参考とすることが望ましいこと。

※別添2 及び3並びに別添4 について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いする。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、保健医療福祉活動チーム に対し、活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療福祉活動チーム 間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療福祉活動チーム から報告を受けた情報の伝達等を行うこと。

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用にあたっては、「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）」（令和7年3月25日内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官室、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室事務連絡）において、運用要領をお示ししているので参照されたい。

っては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡）を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票（別添1及び2）を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」（平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）及びその様式（別添3）を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和元年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会）及びその様式（別添4）を参考とすることが望ましいこと。

※別添2について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いする。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チーム に対し、保健医療 活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム 間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チーム から報告を受けた情報の伝達等を行うこと。

（新設）

- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療福祉活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。
- ⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。なお、保健医療福祉に係る各分野における情報連携の手段としては、

ア 平成 24 年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者や地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議

イ 平成 30 年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議
等が考えられる。

（3）保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

- ① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、（2）により収集した保健医療福祉活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
- ② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。

- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。
- ⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。また、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク本部とも相互に情報連携を行うこと。
なお、情報連携の手段としては、

ア 平成 24 年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者や地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議

イ 平成 30 年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議
等が考えられる。

（3）保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

- ① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、（2）により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
- ② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。

3. 保健医療福祉活動における平時からの連携・体制強化の取組について

(1) 例えば、下記のような活動は、基本的には災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく災害救助費の対象となるので、保健医療福祉活動チームの活動として想定される活動内容やその費用負担の考え方について防災部局等の関係部局間で平時から相談しておくこと。

- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）による医療の実施
- ・ 災害派遣福祉チーム（DWAT）による相談支援等
- ・ 避難所における保健医療福祉活動チームの活動

(2) 都道府県及び保健所は、大規模災害時に保健医療福祉調整本部において、迅速・円滑に保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるよう、平時より保健医療福祉活動チーム等との合同訓練、研修、会議の開催等により連携体制を構築し、災害対応の共通認識の醸成を図るために取り組むこと。

(3) 都道府県は、大規模災害時において、保健医療福祉調整本部及び保健所による保健医療福祉活動の総合調整等を円滑に実施するため、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムにより、情報の連携、整理、分析等を実施できる体制の整備に努めること。

<参考>

○保健医療福祉活動チーム等の活動要領等

- ・「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT 先遣隊派遣事業の実施）について」令和 6 年 10 月 24 日 健生健発 1024 第 2 号 厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001354302.pdf>
- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

(新設)

<参考>

○保健医療活動チーム等の活動要領等

- ・災害時健康危機管理支援チーム活動要領について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197835.html>
- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について</u>」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000503265.pdf ・「<u>「災害薬事コーディネーター活動要領」について</u>」令和 7 年 3 月 10 日付け医薬総発 0310 第 2 号 厚生労働省医薬局総務課長通知 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/saigai.html ・<u>災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)</u> https://www.d24h.mhlw.go.jp/ <p>○関連通知・ガイドライン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の福祉支援体制の整備について https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf 	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>○関連通知・ガイドライン等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の福祉支援体制の整備について https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf
--	--